

サンプル：条文徹底攻略

条文徹底攻略コンテンツ 解説

←条文番号

1. 第 399 条（債権の目的）

条文

債権は、金銭に見積もることができないものであっても、
その目的とすることができる。

←条文内容

〇わかりやすい解説

債権は、金銭的価値に換算できるものだけでなく、金銭に
換算できないもの（例：芸術的な価値や人格権）を目的と
することも可能です。

←わかりやすい解説・・・わかり

やすい解説は日常の言葉を使っています
ので、内容がより一層入ってきます。

□具体例

● 金銭に換算できる場合

A さんが B さんに対して 10 万円を支払う約束をし
た場合、これは金銭債権です。

● 金銭に換算できない場合

A さんが B さんに絵画を引き渡す約束をした場合、
この絵画の価値は金銭に見積もれない部分も含まれ
るため、この債権も有効です。

←具体例・・・具体例に落としこむこと

によって、より条文の内容に具体性が得
られ、本試験の問題をイメージできるよ
うになります。

◇問題

金銭に換算できない価値を目的とした債権は有効ですか？

正解

はい。

理由

第 399 条により、金銭に見積もることができないものも

債権の目的とすることができます。

問題欄

←条文の内容が本当に理解しているかのテストを行います。暗記目的ではありません。

←理由には、条文に戻るように訓練されます。(根拠を示す癖をつけます)

この PDF は余白を多く設けることによって、1 ページの中にある情報量を減らしています。また同じページの中に違う条文が入らないことで、頭が整理されやすいようになっています。